

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇条 例 各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例(地方

課)

公布された条例のあらまし

◇各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

一 次の表に掲げる選挙区において選挙すべき県議会の議員の数を同表のとおり改めることとした。

選挙区	選挙すべき議員の数	
	現 行	改 正 後
米子市	八人	九人
東伯郡	五人	四人

二 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

条 例

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

各選挙区県議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区県議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

本則中「米子市 八人」を「米子市 九人」に、「東伯郡 五人」を「東伯郡 四人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。